

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 5 消費税の95%ルールの見直しについて**

従来、課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額（「仕入控除税額」）の計算方法は、課税売上割合が95%以上の場合、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除していましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ適用されることになりました。したがって、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、当課税期間における課税売上割合が95%以上であっても課税売上高が5億円超の場合には、仕入税額控除の計算を下記の【個別対応方式】又は【一括比例配分方式】のいずれかにより行うこととなります。

【個別対応方式】

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、

- イ 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ロ 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ハ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの

に区分し、次の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

（算式）

仕入控除税額＝イ＋（ハ×課税売上割合）

（メリット）

・税負担は、一括比例配分方式に比べて、一般的に有利（今後、消費税の税率の引上げが行われると、さらに差が拡大）。

（留意点）

・課税仕入れを、3区分に分ける必要がある。システム対応が必要になるケースもあると思われるが、消費税の規定上、3区分を明らかにする方法については明記されていないため、どのようにして区分するかについての検討が必要。

- ・非課税売上の預金利息等に係る課税仕入れを、上記ハでどう把握するかを検討が必要。

【一括比例配分方式】

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額が個別対応方式のイ、ロ及びハのように区分されていない場合又は区分されていてもこの方式を選択する場合に適用します。

その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額は、次の算式によって計算した金額になります。

(算式)

仕入控除税額＝課税仕入れ等に係る消費税額×課税売上割合

(メリット)

- ・個別対応方式に比べ、対応が簡単。

(留意点)

- ・2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することができない。
- ・個別対応方式に認められている、たまたま土地の譲渡があった場合の課税売上割合に準ずる割合の承認が受けられない。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaiishaku/shitsugi/shohi/17/07.htm>

【その他の留意点】

- ・控除対象外消費税額等（控除できなかった消費税額等）については、平成元年1月18日付けで出された日本公認会計士協会の「消費税の会計処理について（中間報告）」によると、下記のとおりとなっております。

『販売費及び一般管理費の「租税公課」に表示し、その金額が重要な場合は「消費税」等その内容を示す適当な名称を付した科目で表示する。（注）販売費及び一般管理費として表示することが適当でない場合には、その金額を売上原価、営業外費用等に表示することができる。』

- ・交際費等に係る控除対象外消費税額等に相当する金額は交際費等の額として、交際費等の損金不算入額を計算することに注意が必要です。

- ・課税売上割合の計算は以下のとおりです。

課税売上割合＝課税期間中の課税売上高（税抜きで、免税売上高含む）÷課税期間中の総売上高（税抜きで、免税売上高、非課税売上高含む）

借上社宅家賃で、従業員から個人負担分を徴収した金額は非課税売上高になります。会計上、これを経費（支払家賃や福利厚生費等）と相殺している場合、従業員から徴収した金額を非課税売上高の集計に含める必要があるため注意が必要です。

(2012/2/10号より)